

## 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等委託プロポーザル実施要領

この要領は、伊勢市（以下「発注者」という。）が「伊勢市戸籍住民関係窓口業務等委託」の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための必要な手続等について定めるものとする。

### 1 業務名

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等委託

### 2 業務の目的

戸籍住民課の窓口業務等を民間事業者に委託することにより、当該業務の安定した市民サービスを提供すること及び民間事業者の技術と創意工夫を活用することにより一層の快適な市民サービスを提供することを目的とする。

### 3 業務の内容等

別紙「伊勢市戸籍住民関係窓口業務等委託仕様書」のとおり

### 4 履行期間

業務の履行期間は令和9年1月1日から令和11年12月31日の3年間とする。

ただし、契約締結日から令和8年12月31日までは、業務を履行するための準備及び引き継ぎ期間とし、同期間にかかる経費等は受託者の負担とする。

### 5 契約限度額

総額 134,386,000円（3年間分。消費税及び地方消費税を含まない。）

### 6 実施スケジュール（予定）

令和8年5月18日（月）公告（プロポーザルの募集・質問受付開始）

令和8年6月1日（月）参加申込み締め切り

令和8年6月3日（水）質問締め切り

令和8年6月5日（金）会社概要、業務執行体制等関連書類の提出期限

令和8年6月8日（月）質問回答期限

令和8年6月24日（水）審査書類提出期限

令和8年7月8日（水）または、10日（金）プレゼンテーション実施及び評価

令和8年7月中旬 審査結果通知

※日程については、変更する場合がある。

## 7 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）。

- (1) 法人であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の「業種分類」で公告日時時点で登録があること。  
2504 事業事務委託 公共サービス
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。
- (6) 公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基盤を有すること。
- (7) 人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

## 8 参加申請書等の提出

### (1) 提出書類

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

ア プロポーザル参加申請書（様式1）

イ 会社概要及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴及び直近3年間の財務状況等が確認できる書類

ウ 公金事務に係る業務の人的構成及び組織等の業務執行体制を示した書類

エ 提案書

提案書は任意様式とし、理解しやすい表現とする。

内容については次の9の(2) 審査項目にあるイ～ケの項目について順に記述し、12ポイントA4サイズで、50ページ以内、長辺綴じにすること。図・写真・カラーの使用、印刷方向について特に制限はなしとする。

※提案書は、正本の表紙には社名を記載し、副本には社名を一切記載しない。

オ 業務実績調書（様式2）過去3年分

業務実績調書は、正本には発注者名を記載し、副本には発注者名をすべて任意のアルファベットで記すこと。（例：三重県伊勢市をA市等）

カ 個人情報取扱特記事項の項目遵守の確認表（様式3）

キ 見積書（見積書は、仕様書末尾の様式を使用すること。）

※エからカは正本1部、副本8部とし、エ～カの順で綴ること。

※キは1部。

※各様式については、ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提案書等の提出期限及び提出先

ア 上記8(1)アの書類は、令和8年6月1日(月)午後3時まで(必着)を提出期限とし、電子メールで次のメールアドレス宛に提出すること。

伊勢市役所契約課

nyusatsu@city.ise.mie.jp

※メールの到着確認を契約課(0596-21-5525)まで電話にて行うこと。

イ 上記8(1)イ及びウの書類は、令和8年6月5日(金)午後3時まで(必着)を提出期限とし、持参または郵送にて提出すること。なお、郵便・配送等の場合は、配達記録が残る方法に限る。

提出先は下記のとおりとする。

伊勢市役所戸籍住民課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

ウ 上記8(1)エからキまでの書類は、令和8年6月24日(水)午後3時まで(必着)を提出期限とし、持参または郵送にて提出すること。なお、郵便・配送等の場合は、配達記録が残る方法に限る。

提出先は下記のとおりとする。

伊勢市役所戸籍住民課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

## 9 審査及び評価基準

(1) 審査主体

発注者が設置する伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査を行う。

(2) 審査項目

ア 業務実績について

イ 組織体制、管理者、業務従事者配置計画について

- ・ 本市との連絡調整や現場のバックアップ体制、管理責任者の質の確保
- ・ 指揮命令系統の明示

ウ 採用方針、雇用形態について

- ・ 業務従事者の雇用条件や福利厚生
- ・ 地元(市内)からの採用

エ 業務理解度、苦情対応について

- ・ 業務内容を熟知した業務従事者の配置
- ・ 苦情やトラブル対応の具体策

オ 研修体制について

- ・ 業務従事者への接遇や事前研修
- ・ 受託後の研修計画

カ サービス向上、事務効率化について

- ・ 民間ノウハウの活用や市民サービスの向上についての具体的な提案

キ 個人情報保護、社内規定について

- ・ 個人情報保護に対する認識やその漏洩防止の具体策

ク 人員体制のリスク管理と継続性確保について

- ・ 急な欠員や混雑時及び大規模災害時の人員体制の具体策

ケ 次期事業者との事務引継ぎ等について

- ・ 委託業務の継続性を考慮した具体的な計画

コ 業務委託の見積金額について

(3) 審査方法及び評価基準

ア 審査方法

選定委員会において、提案書等の内容について、評価基準に基づき書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき、30分以内とし、質疑応答時間を含め60分以内とする。

※プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。ただし、ディスプレイについては本市にて準備するため、必要であれば使用可能である。

※プレゼンテーションの参加人数は、説明者及び機器操作員などを含め合計5名を上限とする。

※当日はプレゼンテーションを公開とするが、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを観覧することができない。

イ 評価基準

プロポーザルの審査の評価基準は別紙「伊勢市戸籍住民関係窓口業務等委託プロポーザル評価基準書」のとおりとする。選定委員ごとに書類及びプレゼンテーション審査、並びに価格評価の採点をあわせた「総合評価点」により提案者に「順位点」をつける。総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、業務委託見積額の低い提案者を高い順位点とする。

【順位点】 1位－5点、2位－4点、3位－3点、4位－2点、5位－1点、  
6位以下－0点

ウ 最適任者の決定

各選定委員の順位点の合計点が最も高い提案者を最適任者とし、点数の同じ者が2者以上あるときは、業務委託見積額の低い提案者とする。順位点の合計点、業務委託見積額ともに同じ者が2者以上あるときは、選定委員の総合評価点の合計点数の最も高い提案者とする。なお、評価点のうち内容評価点の合計が出席選定員の人数×48点に満たない場合及び選定委員会において財務状況関係書類を確

認した結果、財務状況が良好でないと認められた場合は、選考から除外する。

エ 審査結果通知

審査結果は審査終了後、後日全提案者に通知する。

## 10 プロポーザルについての質問及び回答

### (1) 質問の受付

受付期限：令和8年6月3日（水）午後3時まで

提出方法：質問書（様式4）により、電子メールで下記15の担当部署のメールアドレス宛に送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

### (2) 質問に対する回答

令和8年6月8日（月）までに電子メールで回答するものとする。

## 11 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の実施の日時は、令和8年7月8日（水）または、10日（金）を予定しているが、詳細については、令和8年7月1日（水）までに電子メールで通知するものとする。

また、審査の順番は提案書の受付順とする。

## 12 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加申請後に辞退する場合は、辞退書（様式5）により下記15の担当部署宛に提出し、その旨を電話等にて連絡すること。

## 13 プロポーザル参加の失格

次の各号のいずれかに該当する場合には当該提案者を失格とし、失格と判断した場合、原則、プレゼンテーション実施前に通知する。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合または満たすことができなくなった場合。
- (2) 提案書類等に虚偽の内容が記載されたもの。
- (3) 提案書類等に定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの。
- (4) 提案書類等に記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 提案書類等に記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。
- (7) 契約が締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 契約限度額134,386,000円（3年間分。消費税及び地方消費税を含まない。）を超える見積金額で積算された提案書である場合。

- (9) 選定委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。

#### 14 契約の手続き

最適任者は、本市が指定する期日までに、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項において準用する同条第1項の申出書を戸籍住民課に提出する。

最適任者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。契約にあたっては、本市所定の「業務委託契約約款」を使用する。

なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

#### 15 担当部署

伊勢市役所戸籍住民課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話番号 0596-21-5576

FAX 番号 0596-21-0010

E-mail koseki@city.ise.mie.jp

#### 16 その他

- (1) 提出されたプロポーザル参加申請書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等の提出後は、記載された内容の変更を認めない。
- (3) 提出された参加申請書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 審査結果について一切の異議申立ては受け付けないものとする。
- (5) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出した提案資料については「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合は、その旨明記すること。記載のない情報については、情報公開の際に開示するものとする。

#### 関係様式一覧

- 1 プロポーザル参加申請書（様式1）
- 2 業務実績調書（様式2）
- 3 個人情報取扱特記事項の項目遵守の確認表（様式3）
- 4 質問書（様式4）
- 5 辞退書（様式5）